



(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令〕

○道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令(内閣府九八)

〔省令〕

○道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令(国土交通九九)

〔告示〕

○交通の方法に関する教則の一部を改正する件(国家公安委四八)

〔公告〕

諸事項

官庁

買収前の所有者等への売払い関係

裁判所

破産、免責関係

特殊法人等

独立行政法人住宅金融支援機構参加者の有無を確認する公募手続に係る参加申込書の提出を求める公示、日本弁護士連合会公示送達・裁決関係

地方公共団体
教育職員免許状失効関係
会社その他
会社決算公告

三六 三五

府

令

○内閣府令第九十八号

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第二条第一項第十号イの規定に基づき、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年十一月十三日

内閣総理大臣 石破 茂

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

道路交通法施行規則(昭和三十五年総理府令第六十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(一) 一般原動機付自転車の総排気量等の大きさ 第一条の二 法第二条第一項第十号イの内閣府令で定める大きさは、二輪のもの及び内閣総理大臣が指定する三輪以上のものにあつては、総排気量については〇・〇五〇リットル(二輪のものうち、構造上出ることができる最高出力が四・〇キロワット以下の原動機を有するものにあつては、〇・一二五リットル)、定格出力については〇・六〇キロワットとし、その他のものにあつては、総排気量については〇・〇二リットル、定格出力については〇・二五キロワットとする。	(一) 一般原動機付自転車の総排気量等の大きさ 第一条の二 法第二条第一項第十号イの内閣府令で定める大きさは、二輪のもの及び内閣総理大臣が指定する三輪以上のものにあつては、総排気量については〇・〇五〇リットル、定格出力については〇・六〇キロワットとし、その他のものにあつては、総排気量については〇・〇二リットル、定格出力については〇・二五キロワットとする。

附則

この府令は、令和七年四月一日から施行する。

省

令

○国土交通省令第九十九号

道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第二条第三項及び第百四条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十一月十三日

国土交通大臣 中野 洋昌